

令和 7 年度

第 8 回 農業委員会総会 議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

第8回 市川市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年11月10日(木) 午後1時30分～午後2時20分

2. 開催場所 市役所第2庁舎 4階 大会議室2

3. 出席委員 12人

農業委員	7人	1番	板槁 利行
		3番	小沢 伊知郎
		5番	太田 裕士
		6番	山野 孝一
		7番	岡崎 博一
		9番	小川 治夫
会長	10番	石橋 弘嗣	

欠席委員	3人	2番	石井 宏
		4番	朝倉 一江
		8番	神澤 晶子

農地利用最適化推進委員	5人	1番	久保田 章
		2番	富田 憲一
		3番	皆川 佳広
		5番	大滝 與鷹
		6番	平田 秀行

欠席委員	1人	4番	石井 悅史
------	----	----	-------

4. 議事日程

1	議事録署名等委員の指名	
2	会議書記の指名	
3	付託調査班（委員）の指名	
4	議題	
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	3件
	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	12件
	報告第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について	1件
	報告第2号 農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について（事務局長専決分）	21件
	報告第3号 農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について	1件
	報告第4号 地目変更登記に係る回答について	4件
	報告第5号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	7件

5. 農業委員会事務局職員

局長	岩佐 伸幸
次長	秀谷 康久
副主幹	吹上 裕三
主査	室岡 稔
主任	牧野 有希

6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和7年度第8回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、議席2番の委員、議席4番の委員、議席8番の委員、議席4番の推進委員から欠席の連絡を受けております。</p> <p>農業委員10名中7名、推進委員6名中5名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>それでは、議席5番の委員、議席6番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の吹上副主幹、室岡主査を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第1班で、議席1番の委員、議席2番の委員です。</p> <p>農政関係は、第3班で、議席5番の委員、議席6番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第2号と、報告第1号から</p>

	<p>報告第5号を議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願ひいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>事務局長 はい、議長。</p> <p>議長 はい、事務局長。</p> <p>事務局長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」今回の申請は、3件でございます。</p> <p>議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。</p> <p>(1)と(2)は関連しておりますので一括してご説明します。</p> <p>申請受付日は、令和7年10月21日でございます。</p> <p>申請地は国分7丁目の2筆で、地目は畠、合計面積は1,332平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、生前贈与を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして、</p> <p>議案書の3ページ、4ページをお願いいたします。</p> <p>(3)の申請受付日は、令和7年10月21日でございます。</p> <p>申請地は高谷で、地目は田、面積は96平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、土地交換を目的に所有権の移転をするもので、本申請は議案第2号(11)と関連しております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。</p>
--	---

	調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席 3 番の委員 議長	はい、議長。 はい、議席 3 番の委員。
議席 3 番の委員	現地調査は、令和 7 年 10 月 28 日に農地調査班第 4 班と農地利用最適化推進委員で行いました。 (1) と (2) の譲受人は、主に玉ねぎ等の露地野菜を栽培する個人で、生前贈与となります。 譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。 現況は露地畠となっており、取得後は玉ねぎやナスなどを作付けしていくとのことです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。 続きまして、 (3) の譲受人は、主にネギ等の露地野菜を栽培する方です。 譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。 現況は露地畠となっており、取得後はキャベツとネギを作付けしていくとのことです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。
	報告は以上でございます。
議長	第 4 班から調査報告をしていただきました。 続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。

事務局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)と(2)は関連しておりますので一括してご説明します。譲受人は、生前贈与による所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は270日であり、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>続きまして、</p> <p>(3)の譲受人は、土地交換を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は250日であり、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>議案第1号につきましてご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	なし。
議長	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>(1)と(2)は関連しておりますので、一括してお諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(1)(2)について、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし。
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号(1)(2)は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p>

	<p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(3)について、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号(3)は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p>
	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局から、議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、12件でございます。</p> <p>議案書の5ページ、6ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は、令和7年10月21日でございます。</p> <p>申請地は堀之内5丁目で、地目は田、面積は514平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては駐車場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして、</p> <p>議案書の7ページ、8ページをお願いいたします。</p> <p>(2)の申請受付日は、令和7年10月22日でございます。</p> <p>申請地は堀之内5丁目で、地目は畠、面積は983平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域では</p>

ありません。
続きまして、
(3)から(9)は関連しておりますので一括してご説明します。
議案書の9ページから11ページをお願いいたします。
申請受付日は、令和7年10月24日でございます。
申請地は柏井町3丁目の8筆で、地目は田及び山林、現況は田、合計面積は6,908平方メートルです。
区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。
申請理由につきましては特定建築条件付売買予定地37棟を目的に所有権の移転をするものでございます。
続きまして、
議案書の13ページ、14ページをお願いいたします。
(10)の申請受付日は、令和7年10月24日でございます。
申請地は高谷の2筆で、地目は田、合計面積は213平方メートルです。
区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。
申請理由につきましては日用品小売店の建築を目的に使用貸借権の設定をするもので、議案第2号(11)と関連する事業でございます。
続きまして、
議案書の15ページ、16ページをお願いいたします。
(11)の申請受付日は、令和7年10月24日でございます。
申請地は高谷で、地目は田、面積は96平方メートルです。
区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。
申請理由につきましては日用品小売店の建築を目的に所有権の移転をするものでございます。
また、議案第1号(3)、議案第2号(11)と関連しております。
続きまして、

	<p>議案書の 17 ページ、18 ページをお願いいたします。</p> <p>(12) の申請受付日は、令和7年10月24日でございます。</p> <p>申請地は北方町4丁目で、地目は田、面積は182平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては資材置場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席7番の委員	はい、議長。
議長	はい、議席7番の委員。
議席7番の委員	<p>現地調査は、令和7年10月28日に農地調査班第4班の委員で行いました。</p> <p>(1) の申請地は、北総鉄道北国分駅の東側の概ね800メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、鉄道駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にともなう周辺農地への影響ですが、隣接地に農地はありません。</p> <p>埋め立てはせず、敷地内は整地・転圧後砂利敷きし、雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>続きまして、</p>

	<p>(2) の申請地は、北総鉄道北国分駅の東側の概ね 800 メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、鉄道駅から 1 キロメートル以内の農地であることから、第 2 種農地と判断します。</p> <p>転用にともなう周辺農地への影響ですが、隣接地に農地はありません。</p> <p>埋め立てはせず、敷地内は浸透性アスファルト舗装とし、雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>続きまして、</p> <p>(3) から (9) は関連しておりますので一括してご説明します。</p> <p>申請地は、タムス市川リハビリテーション病院の西側の概ね 300 メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、一部は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第 3 種農地、一部は宅地化の状況が第 3 種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ 10 ヘクタール未満である農地であることから、第 2 種農地と判断します。</p> <p>転用にともなう周辺農地への影響ですが、型枠ブロックを新設し土砂流出を防止します。汚水・雑排水は宅地内に合併浄化槽を設置し、雨水と併せて前面道路に新設する側溝に接続し、排水します。また、埋め立てはありません。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>続きまして、</p> <p>(10) の申請地は、県立市川南高校の北側の概ね 100 メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p>
--	--

	<p>農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にともなう周辺農地への影響ですが、ブロックを新設し土砂流出を防止します。汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し前面道路用水路に排水、雨水は貯留槽を設置し前面道路に排水します。また、埋め立てはありません。</p> <p>譲渡人は、要望により使用貸借権の設定をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>続きまして、</p> <p>(11)の申請地は、県立市川南高校の北側の概ね100メートルに位置し、現況は露地畠になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にともなう周辺農地への影響ですが、ブロックを新設し土砂流出を防止します。汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し前面道路用水路に排水、雨水は貯留槽を設置し前面道路に排水します。また、埋め立てはありません。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>続きまして、</p> <p>(12)の申請地は、私立市川高等学校の北側の概ね150メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。</p>
--	--

	<p>転用にともなう周辺農地への影響ですが、申請地周囲にブロック及びフェンスを設置し土砂の流出を防止します。</p> <p>埋め立てはせず、敷地内は整地・転圧し、雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議長	<p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)の譲受人は、市内に本店を置き主に製造業を営む法人です。</p> <p>本店所在地の隣接地に社有車を置きたいことから申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、資力については、工事費等を自己資金にて賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>また、信用についても、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、隣接地に農地はありません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和8年1月1日に着工し、</p>

完了は令和8年3月31日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

続きまして、

(2) の譲受人は、松戸市に本店を置き主に清掃業を営む法人です。

主に松戸市内でごみ収集業務をしておりますが、市川市でも業務をすることになり業務効率化のため申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、資力については、工事費等を自己資金にて賄うことが申請書類により確認されております。

また、信用についても、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、隣接地に農地はありません。

工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は着工後6ヶ月となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

続きまして、

(3) から(9)は関連しておりますので一括してご説明します。譲受人は、東京都西東京市に本店を置く主に不動産業を営む法人です。

病院等に近く、周囲も市街地化され住宅用地に適していると考え申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、資力については、工事費等を自己資金にて賄うことが申請書類により確認されております。

また、信用についても、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいない

	<p>ことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和7年12月15日に着工し、完了は令和9年4月30日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>続きまして、</p> <p>(10) の譲受人は、市内で主に日用品販売を営む個人です。</p> <p>事業拡大に伴い、既存施設では手狭になってきたため譲渡人である母から土地を借受け、日用品小売店を建築したいと考えたことから申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、資力については、工事費等を自己資金及び借入金にて賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>また、信用についても、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和7年12月15日に着工し、完了は令和8年4月30日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>続きまして、</p> <p>(11) の譲受人は、市内在住の個人です。</p> <p>譲受人の長男が営む日用品小売業の事業拡大に伴い、日用品小売店を建築したいことから、土地の形をお互いに整形するため、譲渡人である兄と、土地交換をしたいと考えたため申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、資力については、工事費等を自己資金と借入金にて賄うことが申請書類により確認されております。</p>
--	---

議長	<p>また、信用についても、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和7年12月15日に着工し、完了は令和8年4月30日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>続きまして、</p> <p>(12) の譲受人は、市内に本店を置き主に製造業を営む法人です。</p> <p>事業拡大に伴い、既存施設では手狭になってきたため申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、資力については、工事費等を自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>また、信用についても、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和7年12月20日に着工し、完了は令和8年1月31日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>議案第2号につきましてご発言のある方は挙手をお願い</p>
----	---

	いたします。
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がございました。 お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(1)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号(1)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>
	続きまして、お諮りいたします。
	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(2)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号(2)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>
	続きまして、(3)から(9)は関連しておりますので、一括してお諮りいたします。
	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(3)から(9)を許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。

議長 各委員 議長 各委員 議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号（3）から（9）は、全会一致により許可相当という意見を付することといたします。</p> <p>なお、本議案は千葉県農業会議常設審議会の審査議案となりますので、千葉県農業会議会長へ諮問し、答申書の受領後、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、（10）について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号（10）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、（11）について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号（11）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、（12）について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
--	--

各 委 員 議 長 事 勿 局 次 長 議 長 事 勿 局 次 長 議 長	<p>異議なし。</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号（12）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願について」、事務局より、報告いたします。</p> <p>はい、議長。</p> <p>はい、事務局次長。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願について」、報告いたします。 議案書の19ページをお願いいたします。 本件は、令和7年7月10日付で、経営維持を目的として農地法第3条の許可を受けましたが、令和7年10月27日付で、願出人より農地法第3条の規定による許可処分の取消願が農業委員会会長宛てに提出され、同年11月4日付で許可が取消されました。 取消理由につきましては、好条件で購入する人が現れたことによるものでございます。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」（事務局長専決分）、事務局より、報告いたします。</p>
--	---

事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出」について、事務局長において、21件専決しましたので、報告いたします。</p> <p>議案書の21ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和7年10月2日から10月30日までに届出がされたものであり、</p> <p>農地法第4条の届出は</p> <p>5件、19筆、4, 358. 72平方メートル、</p> <p>第5条の届出は</p> <p>16件、29筆、10, 418. 70平方メートルで、</p> <p>第4条と第5条の合計は</p> <p>21件、48筆、</p> <p>転用面積は14, 777. 42平方メートルでございます。</p> <p>なお、詳細につきましては、22ページから26ページまでに記載のとおりです。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「農地法29条第1項の規定による農地転用の届出について」、事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第3号「農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について」、報告いたします。</p> <p>議案書の27ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和7年10月15日付けで、申請者から届出</p>

	<p>があり、土地の所在は高谷、面積は 117 平方メートルのうち 93.8 平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。</p> <p>申請地は、農機具収納施設とするため、農地法施行規則第 29 条第 1 号に規定する農地利用の増進に該当することから届出を受理しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第 4 号「地目変更登記に係る回答について」、事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第 4 号「地目変更登記に係る回答について」、4 件、報告いたします。</p> <p>議案書の 29 ページから 32 ページをお願いいたします。</p> <p>(1) については、令和 7 年 9 月 30 日付で、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は妙典、合計面積は 511 平方メートルで市街化区域に位置しており、登記簿の地目を「畠」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。</p> <p>本件に係る転用許可申請等は提出されておりません。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和 7 年 10 月 9 日に農地調査班第 4 班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「駐車場」と記載した上で回答しました。</p>

	<p>続きまして、</p> <p>(2)については、令和7年10月7日付で、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は原木、面積は431平方メートルで市街化調整区域に位置しており、登記簿の地目を「田」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。</p> <p>本件に係る転用許可申請等は提出されておりません。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和7年10月28日に農地調査班第4班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「駐車場」と記載した上で回答しました。</p> <p>続きまして、</p> <p>(3)については、令和7年10月10日付で、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は東国分、合計面積は1,828平方メートルで市街化調整区域に位置しており、登記簿の地目を「田」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。</p> <p>本件に係る転用許可申請等は提出されておりません。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和7年10月28日に農地調査班第4班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「駐車場」と記載した上で回答しました。</p> <p>続きまして、</p> <p>(4)については、令和7年10月14日付で、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は柏井町、面積は1,262平方メートルで市街化調整区域に位置しており、登記簿の地目を「畠」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が</p>
--	--

	<p>提出されました。</p> <p>本件に係る転用許可申請等は提出されておりません。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和7年10月28日に農地調査班第4班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「宅地」と記載した上で回答しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第5号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第5号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、報告いたします。</p> <p>議案書の33ページ、34ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、「相続税の納税猶予の継続届出書」を税務署へ提出する際に、農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を添付する必要があります。</p> <p>令和7年9月30日から令和7年10月14日までの間に申請がありました7件において、現地調査等を実施し、証明書の交付要件を満たしていることを確認したうえで証明書を交付いたしました。</p> <p>事務局からの報告は以上でございます。</p>
議長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

	<p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和7年度第8回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
--	--

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議長 石橋 弘嗣

委員 太田 裕士

委員 山野 孝一